

2017年度 法科大学院

早期卒業生入学試験問題

4 時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 30 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 地方裁判所の訴訟手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴えは、口頭で提起することができる。
2. 口頭弁論は、書面で準備することを要しない。
3. 原告または被告が口頭弁論の続行の期日に出頭しないときは、裁判所は、その者が提出した準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。
4. 裁判所は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、証人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。

問2 移送に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 移送の決定および移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。
2. 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束する。
3. 移送を受けた裁判所は、原則として、さらに事件を他の裁判所に移送することができる。
4. 移送の裁判が確定したときは、訴訟は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなす。

問3 当事者に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 成年被後見人は、通常の民事訴訟の当事者になることも人事訴訟の当事者になることもできる。
2. 成年被後見人は、通常の民事訴訟の当事者になることはできないが、人事訴訟の当事者になることはできる。
3. 成年被後見人は、通常の民事訴訟の当事者になることはできるが、人事訴訟の当事者になることはできない。
4. 成年被後見人は、通常の民事訴訟の当事者になることも人事訴訟の当事者になることもできない。

問4 訴訟代理人に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。
2. 弁護士でない訴訟代理人の訴訟代理権は、制限することができない。
3. 訴訟代理人の事実に関する陳述は、当事者が直ちに取り消したときは、その効力を生じない。
4. 訴訟代理権の消滅は、本人または訴訟代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

問5 訴状に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 当事者および請求の趣旨は、訴状の必要的記載事項である。
2. 必要的記載事項の記載を欠く訴状が裁判所に提出された場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。
3. 訴状提出の際に原告が訴え提起の手数料を全く納付しなかった場合には、裁判長は、その納付を命ずることなく直ちに、命令で、訴状を却下することができる。
4. 訴状は、被告に送達しなければならない。

問6 訴訟指揮に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 口頭弁論は、裁判長が指揮する。
2. 当事者が、口頭弁論の指揮に関する裁判長の命令に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。
3. 訴訟の指揮に関する決定および命令は、法廷における言渡しがなければ、その効力を生じない。
4. 訴訟の指揮に関する決定および命令は、いつでも取り消すことができる。

問7 争点および証拠の整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判長は、相当と認めるときは、準備的口頭弁論を終了するに当たり、当事者に準備的口頭弁論における争点および証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。
2. 準備的口頭弁論の終了後に攻撃または防御の方法を提出した当事者は、裁判所の求めがあるときは、裁判所に対し、準備的口頭弁論の終了前にこれを提出することができる。

かった理由を説明しなければならない。

3. 弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。
4. 当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。

問8 証人尋問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。
2. 裁判所は、当事者に異議がない場合に限り、受命裁判官または受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。
3. 証人は、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合には、証言を拒むことができる。
4. 証人は、裁判長の許可を受けた場合を除き、書類に基づいて陳述することができない。

問9 終局判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をする。
2. 裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局判決をすることができる。
3. 裁判所は、当事者の双方が口頭弁論の期日に出頭しなかった場合において、審理の現状および当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。
4. 裁判所は、請求の原因および数額について争いがある場合におけるその原因について、裁判をするのに熟したときは、終局判決をすることができる。

問10 訴えの取下げに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えは、判決が確定するまで、その全部または一部を取り下げることができる。
2. 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。
3. 当事者双方が、弁論準備手続の期日に出頭しなかった場合において、一月以内に期日指定の申立てをしないときは、訴えの取下げがあったものとみなす。
4. 訴えの取下げを調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

問1 つぎに掲げる憲法 35 条 1 項の規定について、空欄を埋める語句として、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第（ア）条の場合を除いては、（イ）に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を（ウ）する（エ）がなければ、侵されない。」

1. ア 31 イ 相当な理由 ウ 特定 エ 令状
2. ア 33 イ 正当な理由 ウ 明示 エ 令状
3. ア 31 イ 相当な理由 ウ 明示 エ 許可状
4. ア 33 イ 正当な理由 ウ 特定 エ 許可状

問2 告訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 犯罪による被害の事実を申告するにとどまり、犯人の訴追・処罰を求める意思の表示をしない場合は、単なる「被害届」であって、「告訴」ではない。
2. 告訴は、書面でしなければならず、口頭ではできない。
3. 検察官は、告訴のあった事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人に通知しなければならない。
4. 被害者は、告訴をしていなくても、検察官の不起訴処分に不服があるときは、原則として、検察審査会にその処分の当否の審査の申立てをすることができる。

問3 取調べに関するつぎの記述のうち、判例に照らして、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 捜査官が、犯罪捜査の必要上、被疑者以外の者を取り調べる場合には、その者に対し、あらかじめ、供述を拒むことができる旨を告げる必要はない。
2. 起訴後においては、被告人の当事者たる地位にかんがみ、捜査官が当該公訴事実について被告人を取り調べることはなるべく避けなければならないが、これによって直ちにその取調べが違法となるわけではない。
3. 身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解することが、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものでない。

4. 甲事実について逮捕・勾留した被疑者に対し、捜査官が甲事実のみでなく余罪である乙事実についても取調べを行うことは、甲事実と乙事実との間に社会的事実として一連の密接な関連がない限り、事件単位の原則に反し、許されない。

問4 強制採尿に関するつぎの記述のうち、判例に照らして、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 強制採尿は、下半身を露出させるとともに、身体に対する侵入行為であるから、身体検査令状及び鑑定処分許可状の発付を得て実施しなければならない。
2. 強制採尿は、捜索差押令状によるべきであり、かつ、令状には「医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない」旨の条件の記載が不可欠である。
3. 身柄を拘束されていない被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合には、強制採尿令状の効力として、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができ、その際、必要最小限度の有形力を行使することができる。
4. 錯乱状態に陥り任意の尿の提出が期待できない状況にある被疑者に対する強制採尿手続は、被疑事実の重大性、嫌疑の存在、当該証拠の重要性とその取得の必要性、適当な代替手段の不存在等に照らして、犯罪の捜査上真にやむを得ない場合に実施したものであるときは、違法ではない。

問5 公訴に関するつぎの記述のうち、刑事訴訟法の条文及び判例に照らして、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、裁判時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りる。
2. 起訴便宜主義を定めた刑訴法 248 条によると、検察官が起訴・不起訴の裁量権を行使するにあたって考慮すべき事項は、①犯人の性格、年齢及び境遇、②犯罪の情状、及び③犯罪後の状況、であり、犯罪の軽重は考慮事項とはされていない。
3. 検察官が一旦不起訴にした犯罪を後日起訴しても、いわゆる二重処罰の禁止（二重の危険の禁止）を定めた憲法 39 条に違反するものではない。
4. 検察官は、公訴の提起をするかしないかについて広範な裁量権を認められているから、裁量権の逸脱が公訴の提起を無効ならしめるのは、たとえば公訴の提起自体が職務犯罪を構成するような極限的な場合に限られる。

問6 つぎに掲げる最高裁判所の判例の一部について、空欄を埋める語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

①「(刑訴法 256 条 3 項が、公訴事實は訴因を明示してこれを記載しなければならない、訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事實を特定してこれをしなければならないと規定しているのは、) 裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防御の範囲を示すことを目的とするものと解されるどころ、犯罪の日時、場所及び方法は、これら事項が、犯罪を構成する要素になっている場合を除き、本来は、(ア) そのものではなく、ただ訴因を特定する一手段として、できる限り具体的に表示すべきことを要請されているのであるから、(イ) 場合には、前記法の目的を害さないかぎりの幅のある表示をしても、その一事のみを以て、罪となるべき事實を特定しない違法があるということとはできない。」

②「『被告人は、法定の除外事由がないのに、昭和 54 年 9 月 26 日ころから同年 10 月 3 日までの間、広島県高田郡吉田町内及びその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩類を含有するもの若干量を自己の身体に注射又は服用して施用し、もって覚せい剤を使用したものである。』との本件公訴事實の記載は、日時、場所の表示にある程度の幅があり、かつ、使用量、使用方法の表示にも明確を欠くところがあるとしても、(ウ) 以上、覚せい剤使用罪の訴因の特定に欠けるところはないというべきである。」

1. ア 公訴事實 イ 検察官において起訴当時の証拠に基づきできるだけ特定したものである ウ 犯罪の種類、性質等の如何により、これらを詳らかにすることができない特殊事情がある
2. ア 罪となるべき事實 イ 犯罪の種類、性質等の如何により、これらを詳らかにすることができない特殊事情がある ウ 検察官において起訴当時の証拠に基づきできる限り特定したものである
3. ア 公訴事實 イ 犯罪の種類、性質等の如何により、これらを詳らかにすることができない特殊事情がある ウ 検察官において起訴当時の証拠に基づきできるだけ特定したものである
4. ア 罪となるべき事實 イ 検察官において起訴当時の証拠に基づきできるだけ特定したものである ウ 犯罪の種類、性質等の如何により、これらを詳らかにすることができない特殊事情がある

問7 公判前整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると

認めるときは、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。

2. 裁判員の参加する刑事裁判の対象事件のうち一定の重大な事件については、裁判所は、第一回の公判期日前に、これを公判前整理手続に付さなければならない。
3. 裁判所は、公判前整理手続が終わった後、公判期日において、公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。
4. 検察官及び被告人又は弁護人は、「やむを得ない事由」によって公判前整理手続において請求することができなかつたものを除き、公判前整理手続が終わった後には、証拠調べを請求することができない。

問8 つぎに掲げる証拠による事実認定に関する説明について、空欄を埋める語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「刑事訴訟では、最も基本的な要証事実、起訴状に記載された公訴事実である。例えば、「被告人甲が乙の住宅に放火した」との犯罪事実を証明しようとする場合、放火した旨の甲の自白、甲による放火を目撃した旨の証人丙の供述など、要証事実を直接に証明できる証拠があるときもある。しかし、要証事実を推認させる事実を証明し、それらを総合して要証事実の認定に近づくべき場合もある。例えば、火災直前に甲が現場付近でガソリンを所持していたという事実、甲が乙に対して友人関係をめぐり強い憤懣を抱いていたという事実、甲の着衣に煤塵のような微物が付着していたという事実などである。これらは、（ア）と呼ばれるが、この（ア）それ自体も証拠によって証明すべき事実であるから、その認定の根拠となる証拠が必要であり、これを（イ）という。これに対して、犯罪事実を直接に証明する証拠は（ウ）と呼ばれる。」

1. ア 補助事実 イ 補助証拠 ウ 実質証拠
2. ア 間接事実 イ 間接証拠 ウ 直接証拠
3. ア 間接事実 イ 間接証拠 ウ 実質証拠
4. ア 補助事実 イ 補助証拠 ウ 実質証拠

問9 つぎに掲げる伝聞証拠の排除に関する説明について、空欄を埋める語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「伝聞証拠の排除を定めたとされる刑訴法 321 条 1 項の規定の根拠は、（ア）証拠というのは、人による（イ）というプロセスを経るものであって、そのそれぞれの段階において誤りが生じるおそれがあるにもかかわらず、公判期日外の供述は、①真実を述べる旨の宣誓に基づいていないため、（ウ）による処罰の警告を受けておらず、②裁判所

による供述態度の観察も行われないうえに、③それによって不利益を受ける当事者からの（エ）による供述のチェックを経っていないために、公判期日での供述に比べて、典型的に誤りが入り込むおそれが高い、という点に求められる。」

1. ア 伝聞 イ 叙述→知覚→記憶 ウ 法廷侮辱罪 エ 主尋問
2. ア 供述 イ 知覚→記憶→叙述 ウ 法廷侮辱罪 エ 主尋問
3. ア 伝聞 イ 叙述→知覚→記憶 ウ 偽証罪 エ 反対尋問
4. ア 供述 イ 知覚→記憶→叙述 ウ 偽証罪 エ 反対尋問

問10 つぎに掲げる最高裁判所の判例の一部について、空欄を埋める語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「証拠物の押収等の手続に、憲法（ア）条及びこれを受けた刑訴法218条1項等の所期する（イ）の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、（ウ）の見地からして相当でないと認められる場合においては、その証拠能力は否定されるものと解すべきである。」

1. ア 31 イ 適正な手続 ウ 司法の廉潔性の確保
2. ア 35 イ 令状主義 ウ 将来における違法な捜査の抑制
3. ア 31 イ 適正な手続 ウ 将来における違法な捜査の抑制
4. ア 35 イ 令状主義 ウ 司法の廉潔性の確保

（解答は全て解答用紙に記入すること）